丸亀市　建設工事に係る業務委託発注における

最低制限価格制度の導入について

丸亀市では業務委託の適切な履行、ダンピング受注防止などを目的とし、令和6年4月1日以降に入札公告・指名通知する『建設工事に係る業務委託』において最低制限価格制度を導入します。

◆最低制限価格制度とは

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者であっても最低制限価格を下回る場合は落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格となります。

◆対象業務について

競争入札に付する業務のうち、設計金額が200万円を超える案件で、業務内容は次に掲げるものとします。

1. 測量業務
2. 建築関係コンサルタント業務
3. 土木関係コンサルタント業務
4. 地質調査業務
5. 補償コンサルタント業務
6. 建設工事の積算基準を準用して設計する業務

なお、対象業務に複数の業務内容を含む場合における最低制限価格は、当該対象業務に含まれる

業務内容それぞれについて算出した額を合算した額とします。

**◆**最低制限価格の計算式及び範囲について

①測量業務

【計算式】

ア　市の設計金額（直接測量費）（1円未満切捨て）

イ　市の設計金額（測量調査費）（1円未満切捨て）

ウ　市の設計金額（諸経費）の48％（1円未満切捨て）

ア～ウの合計金額（1,000円未満切り上げ）

【範囲】

・予定価格を100分の110で除した額の60～82％

・なお計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合は、上限値（1,000円未満切捨て）とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値（1,000円未満切り上げ）とする。

②建築関係コンサルタント業務

【計算式】

ア　市の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）

イ　市の設計金額（特別経費）（1円未満切捨て）

ウ　市の設計金額（技術料等経費）の60％（1円未満切捨て）

エ　市の設計金額（諸経費）の60％（1円未満切捨て）

ア～エの合計金額（1,000円未満切り上げ）

【範囲】

・予定価格を100分の110で除した額の60～80％

・なお計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合は、上限値（1,000円未満切捨て）とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値（1,000円未満切り上げ）とする。

③土木関係コンサルタント業務

【計算式】

ア　市の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）

イ　市の設計金額（直接経費）（1円未満切捨て）

ウ　市の設計金額（その他原価）の90％（1円未満切捨て）

エ　市の設計金額（一般管理費）の48％（1円未満切捨て）

ア～エの合計金額（1,000円未満切り上げ）

【範囲】

・予定価格を100分の110で除した額の60～80％

・なお計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合は、上限値（1,000円未満切捨て）とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値（1,000円未満切り上げ）とする。

【計算式】

ア　市の設計金額（直接調査費）（1円未満切捨て）

イ　市の設計金額（間接調査費）の90％（1円未満切捨て）

ウ　市の設計金額（解析等調査業務費）の80％（1円未満切捨て）

エ　市の設計金額（諸経費）の48％（1円未満切捨て）

ア～エの合計金額（1,000円未満切り上げ）

【範囲】

・予定価格を100分の110で除した額の3分の２～85％60～80％

・なお計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合は、上限値（1,000円未満切捨て）とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値（1,000円未満切り上げ）とする。

④地質調査業務

1. 補償コンサルタント業務

【計算式】

ア　市の設計金額（直接人件費）（1円未満切捨て）

イ　市の設計金額（直接経費）（1円未満切捨て）

ウ　市の設計金額（その他原価）の90％（1円未満切捨て）

エ　市の設計金額（一般管理費等）の45％（1円未満切捨て）

ア～エの合計金額（1,000円未満切り上げ）

【範囲】

・予定価格を100分の110で除した額の60％～85％

・なお計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合は、上限値（1,000円未満切捨て）とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値（1,000円未満切り上げ）とする。

1. 建設工事の積算基準を準用して設計する業務

【計算式】

ア　市の設計金額（直接作業費）の97％（1円未満切捨て）

イ　市の設計金額（共通仮設費）の90％（1円未満切捨て）

ウ　市の設計金額（現場管理費）の90％（1円未満切捨て）

エ　市の設計金額（一般管理費等）の68％（1円未満切捨て）

ア～エの合計金額（1,000円未満切り上げ）

【範囲】

・予定価格を100分の110で除した額の87％～92％

・なお計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合は、上限値（1,000円未満切捨て）とし、上記「範囲」を下回った場合には、下限値（1,000円未満切り上げ）とする。